

## 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、2019 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までの間に佐川町が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法、時期等について次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 15 日

佐川町長 堀見 和道

### 1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、審査基準日（平成 31 年 1 月 1 日）において次に掲げる事項に該当しない者で、競争入札参加資格審査を受け、佐川町入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された者とする。

- (1) 申請する工事種類について、審査基準日までに建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けていない者
- (2) 申請する工事種類において、経営事項審査を受けていない者
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者  
(ただし、申請書を提出するまでに完納した場合は、この限りではない。)
- (7) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がある者に限る。）
  - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年佐川町規則第 23 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者

### 2 資格審査の申請の方法

提出書類は全て A4 サイズで 1 部ずつ作成し、番号順に並べ、ファイルに綴じて提出して下さい。

- (1) 申請書類
  - (ア) 2019・2020 年度佐川町建設工事競争入札参加資格審査申請書  
※町内及び県内業者は県内様式を、県外業者は県外様式を使用して下さい。
  - (イ) 建設業に従事する職員一覧表（※町内及び県内業者のみ）
  - (ウ) 監理技術者資格者一覧表（※町内及び県内業者のみ）
  - (エ) 公共工事元請完成工事一覧表（※町内及び県内業者のみ）

## (2) 添付書類

- ① 建設業許可通知書又は証明書の写し
- ② 納税証明書（写し可。受任者である営業所の証明書も提出すること）
  - (ア) 国税 個人事業者＝証明書の様式その3の2  
法人事業者＝証明書の様式その3の3
  - (イ) 県税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書
  - (ウ) 市区町村税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書  
※(イ)及び(ウ)については、支店等に委任する場合は、委任先の納税証明書も提出すること。
- ③ 工事経歴書（任意様式、直前1年分）
- ④ 平成31年1月1日現在の賃金（給与）台帳、源泉徴収簿、雇用保険、社会保険等それぞれの職員の在籍及び常勤を証する書類（※町内及び県内業者のみ）
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑥ 年間委任状（任意様式可。年間を通じて入札契約等の権限を委任する場合のみ）
- ⑦ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ⑨ 経営事項審査時には社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入であった事業者が、入札参加資格申請時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料
  - (ア) 健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等
  - (イ) 雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し等  
※代行機関（商工会、労働組合、労務士等）に委託している場合  
代行機関が発行（押印のあるものに限る）した保険料の納入通知書（労災・労働・雇用の内訳が分かるもの）の写し及びこれにより納入した保険料の領収書の写しの2点
- ⑩ 受付票
- ⑪ 返信用封筒
- ⑫ 提出書類チェックリスト

※官公署発行の証明書類については、申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

## 3 提出方法

持参又は郵送

※申請書の受領書が必要な場合、持参の場合は、その場でお渡しします。郵送の場合は、申請書に受領書及び82円分の切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

## 4 受付期間

平成31年3月1日から平成31年3月31日まで（郵送の場合は、3月31日必着）

※持参する場合は、土日・祝日は除きます。

## 5 提出先

〒789-1292 高知県高岡郡佐川町甲1650番地2

佐川町役場 総務課管財契約係（電話：0889-22-7700）

## 6 資格の取消し

有資格者名簿に登録された者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 審査基準日以後に1の(1)から(6)に該当することとなった場合
- (2) 資格審査申請書に記載した事項について、故意に記載せず、又は、虚偽の記載をした場合
- (3) 入札参加資格を辞退した場合

## 7 申請書の変更届

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を直ちに町長に提出しなければならない。

## 8 組織変更等に伴う再審査

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとする。この場合においては、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

## 9 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。この場合においては、有資格者の申請により、資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った者